

第2次西都市生涯読書活動推進計画(案)



令和8年3月

西都市教育委員会

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の期間	1
4 計画の位置づけ	2
第 2 章 これまでの生涯読書活動推進計画における取組・成果と課題 ..	3
1 「乳幼児期」「子育て世代」	3
2 「小・中学生期」	4
3 「高校・学生等期」	7
4 「就労世代」「就労後世代」「障がいのある方」	8
5 感染症等の影響の中における読書活動	9
第 3 章 基本的な考え方及び施策の柱	11
第 4 章 計画推進のための具体的な取組	12
1 家庭における読書活動推進のための取組	12
2 学校等における読書活動推進のための取組	13
3 地域・職場における読書活動推進のための取組	13
4 読書活動におけるバリアフリーの推進	13
5 関係機関等の連携・協力	13
(1) 学校と公立図書館の連携・協力	13
(2) 県や市・民間団体等の連携・協力	13
(3) その他の連携・協力	14
第 5 章 取組の目標値設定	15
第 6 章 資料	16

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

西都市では、第五次西都市総合計画において「抜群に住みやすいまち・西都～癒しの風を感じる場所～」をまちの将来像とし、分野別に5つの政策目標を掲げ推進することとしています。この分野別施策の1つである「ひきだす・西都～心豊かにたくましく生きる人づくり～」において、家庭、学校、地域等が一体となって、一人ひとりの力を引き出し、何事にも意欲的に挑戦する人づくりが進められ、市民は、信頼できる人間関係を築き、互いに尊重しあい、自分に誇りを持ち、地域の自然・歴史・文化を生かして、市民一人ひとりが学び、スポーツを楽しみ、その成果が豊かな地域づくりにつながることを目指しています。

読書活動は、子どもから大人までのすべての人が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために貴重な役割を果たしてくれる有意義な文化活動であり、心豊かにたくましく生きる人づくりの一助となります。

本計画は、家庭、学校、地域等が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成し、その読書習慣を大人になっても継続し、生涯にわたって読書に親しめるよう読書活動を推進するとともに、その環境づくりに努めるため、策定を行うものです。

2 計画策定の背景

国では平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、改定を行いながら令和5年3月には第5次の計画を策定しています。

宮崎県においても、平成16年3月、県内の子どもの読書活動の施策を総合的に推進するために「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定して取組みを進め、さらなる読書活動の推進を図るために、平成23年3月に第2次の計画を策定しています。さらに、平成30年8月には、宮崎県子ども読書活動推進計画を「日本一の読書県」を目指し、読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めるため「宮崎県生涯読書活動推進計画」へと発展させています。

3 計画の期間

西都市生涯読書活動推進計画の期間は、第五次西都市総合計画後期基本計画に合わせ、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

4 計画の位置づけ

西都市生涯読書活動推進計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を踏まえ「第五次西都市総合計画」及び「西都市教育大綱」の下位計画として位置づけています。また「宮崎県の生涯読書活動推進計画」との整合性を図りながら策定するものです。

西暦(年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
和暦(年度)	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11				
国	第3期教育振興基本計画					第4期教育振興基本計画										
宮崎県		宮崎県教育振興基本計画			宮崎県教育振興基本計画											
		教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱					教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱									
	宮崎県生涯読書活動推進計画															
西都市				第五次西都市総合計画（8年間）												
				前期基本計画				後期基本計画								
				第2期さいと未来創生総合戦略					第3期さいと未来創生総合戦略							
				西都市子ども・子育て支援事業計画及び第2期西都市次世代育成支援行動計画					西都市こども計画							
	西都市教育基本方針及び教育施策(毎年度策定)															
				西都市教育大綱				西都市教育大綱								
	西都市子ども読書活動推進計画			西都市生涯読書活動推進計画					第2次西都市生涯読書活動推進計画							

第2章 これまでの生涯読書活動推進計画における取組・成果と課題

(令和3年度から令和6年度まで)

本市では、令和3年度に「西都市生涯学習活動推進計画」を策定し、生涯にわたって読書に親しむ環境を整えるため、ライフステージごとの取組を推進してきました。これまでの主な取組・成果と課題については次のとおりです。

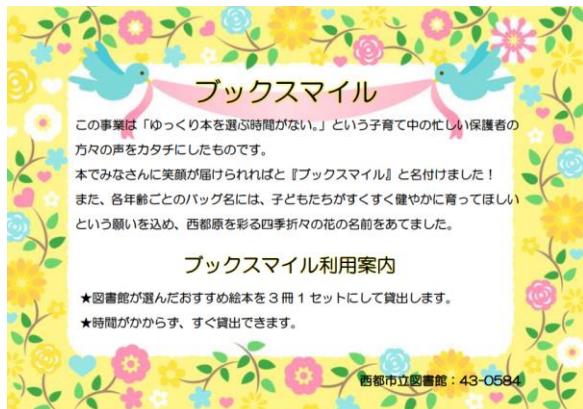
1 「乳幼児期」「子育て世代」

ブックスタート事業	出生手続き時に絵本と0歳児用ブックガイドの配布
ブックフォロー事業	1歳6か月児健診時に1・2歳児用ブックガイドの配布
	3歳児健診時に絵本と3歳児用ブックガイドの配布 ※希望者には健診会場にて図書館利用者カードを作成
ブックスマイル事業	図書館・3歳児健診会場にて、図書館選書の絵本を3冊セットで貸出
絵本の読み聞かせ	毎週日曜日ボランティアによる読み聞かせ会を開催
読書感想画展示	図書館まつりで市内認定こども園・保育所の園児の作品を展示
「えほん50」の棚の設置	全国学校図書館協議会により毎年選ばれる「えほん50（旧よい絵本）」を正面棚に配架
育児書の蔵書充実	絵本コーナーに隣接した棚に配架

乳幼児期に絵本を読む（読み聞かせを含む）経験を重ねると、言葉の力・集中力・想像力が自然に育つといわれています。

のことから、ブックスタートやブックフォロー事業として0歳児と3歳児に絵本・ブックガイドの配布を行い、利用者カードの作成を行ってきました。また、本を選ぶ時間がない子育て世代の保護者のために、令和5年度より図書館が選書した絵本3冊をセットにしてバックごと貸出すサービス、ブックスマイル事業を3歳児健診会場でも始めました。これらの取組が、多様な本に出会うきっかけとなり、図書館の新規来館につながりました。

また、ボランティアによる読み聞かせ会や幼児の読書感想画の展示を行い、家族で来館する機会を設けるとともに、「えほん50」・育児書は手に取りやすいよう配架に工夫するなど、読書環境整備を行いました。これらの取組により、子どもの近くで一緒に読書される様子が見られるようになりました。



2 「小・中学生期」

ブックサポート事業 対象：小学1年生	・ブックバッグの配布 ・「チャレンジ読書1年生」の配布（※100冊読破を目指すスタンプラリー形式のブックガイド）
図書館システムの連携	図書館と小中学校の図書館システムの連携
読書通帳配布	全児童生徒へ配布
学校支援セット貸出	授業の単元や、行事等に合わせたセット本の貸出
感想画・文コンクール	図書館主催の読書感想画・文コンクールの開催 ※応募作品を図書館で展示
社会見学・職場体験	社会見学・職場体験の受入
小・中学校図書館だよりの発行	おすすめ本のコーナー ※全児童生徒に配布（児童生徒に原稿を依頼）
団体貸出	学級文庫等への利用
リクエストサービス	リクエスト本は学校での受取が可能
レビューの取組	同世代のレビューが選書の参考になる
イベント開催	季節ごとのイベント開催 ・ワークショップ ・夏休みスタンプラリー ・館内飾りつけなど
一斉読書（学校）	学校での取組 ※別表1
新聞配備（学校）	学校での取組 ※別表2

図書館と小中学校は図書館システムが連携しており、互いの蔵書が検索可能です。学校にいながら、図書館の本をリクエストし学校で受取れるサービスを行っていますが、利用は大変少ない状況です。今後、学校と連携を図り、サービスの利用促進につなげることが重要になります。

小学1年生には、入学後にブックバッグと利用者カード、読書通帳、100冊読破を目指すスタンプラリー形式のブックガイド「チャレンジ読書1年生」を配付しています。図書館には1年生のコーナーを設けており、休日には、

親子でチャレンジする姿がみられ、貸出中の本には予約がかかるほど人気のコーナーになりました。

しかし、小学校低学年には図書館までの送迎など保護者の協力も必要であることから、保護者へ対しても読書推進への啓発を図りながら共に読書を楽しむ家庭読書につなげていく必要があります。

また、レビュー（本の感想）の取組では、提出されたレビューを館内に掲示し、利用者の投票により、月間大賞が決定します。同世代のレビューにより興味を持ち、選書の参考としている様子が見られました。



左：1年生配付のブックバッグセット
右：チャレンジ読書1年生のコーナー



次に、学校での取組について本市及び宮崎県の平均を表にまとめました。

県の管理目標値にも挙がっている一斉読書の実施状況については表1、新聞の配備状況については表2のとおりです。

表3は1年間の児童生徒1人当たりの学校図書館の平均貸出冊数を示しています。

これらの取組全てにおいて、県平均を下回る結果となりました。

一斉読書の実施は読書に親しむきっかけづくりとして有効であり、継続的な読書習慣につながります。また、同じ時間に本を開くことで学級や学校に落ち着いた学習環境が生まれると考えられています。一斉読書に使用する本を、学校図書館で借りることで、図書館の利用促進にもつながることから、今後取組を推進していく必要があります。

また、新聞を活用した学習（NIE）は児童生徒が社会の出来事に关心を持ち、情報を正しく読み取り、考え、自分の意見を表現する力を育成する上で有効な取組です。積極的な新聞の配備が望まれます。

学校図書館及び読書に関する調査

平成 30 年度(平成 29 年度実績)、令和 2 年度(令和元年度実績)、令和 6 年度(令和 5 年度実績)

表 1

一斉の読書活動の状況 学校・学年で年間を通じた読書活動の実施率(朝の一斉読書など)			
	年度	小学校	中学校
西都市	H30	100.0%	66.7%
	R2	50.0%	66.7%
	R6	87.5%	33.3%
宮崎県	H30	97.9%	87.2%
	R2	84.5%	82.8%
	R6	91.7%	63.0%

表 2

新聞の配備状況				
小学校	年度	配備	新聞配備	
			1紙	2紙以上
西都市	R2	50.0%	75.0%	25.0%
	R3	62.5%	80.0%	20.0%
	R6	25.0%	50.0%	50.0%
宮崎県	R2	50.0%	50.0%	50.0%
	R3	50.0%	50.0%	50.0%
	R6	50.0%	50.0%	50.0%
中学校	年度	配備	新聞配備	
			1紙	2紙以上
	R2	33.3%	50.0%	50.0%
	R3	83.3%	60.0%	40.0%
	R6	81.2%	53.5%	46.5%
宮崎県	R2	66.4%	47.1%	52.9%
	R3	72.4%	44.7%	55.3%
	R6	83.5%	40.6%	59.4%

表3

1年間の児童生徒1人当たりの学校図書館の平均貸し出し冊数								
小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体
西都市	H30	76.8	55.3	57.1	44.8	38.1	45.2	52.8
	R2	75.3	84.1	60.4	49.4	58.2	46.5	61.2
	R6	84.6	79.1	55.2	57.3	37.7	44.0	59.7
宮崎県	H30	94.6	89.9	72.2	67.2	56.0	48.6	71.6
	R2	93.7	89.1	69.4	64.8	55.3	48.8	70.2
	R6	102.2	96.1	80.3	72.2	58.2	48.3	76.2
中学校	年度	1年	2年	3年	全体			
西都市	H30	14.8	8.6	5.4	9.5			
	R2	23.1	10.9	6.4	13.2			
	R6	8.2	9.1	1.8	6.4			
宮崎県	H30	16.1	10.8	7.2	11.3			
	R2	18.5	12.7	7.0	12.7			
	R6	17.6	11.0	8.0	12.1			

3 「高校・学生等期」

図書館だよりの発行	おすすめ本のコーナー ※妻高校及び医療福祉専門学校に配布（妻高校生に原稿依頼）
団体貸出	依頼のあった内容の本をセットにして学校へ貸出 ※進路・資格関係など
学校持ち込み企画展	季節や話題の本を図書館から持ち込み、学校図書室で展示
出張ワークショップの開催	読書グッズの作成 ※しおり・ブックカバーなど
リクエストサービス	依頼のあった本の貸出 ※生徒や先生（職員）を対象
Y Aコーナーの蔵書充実	若者を中心に入気があるライトノベルなどの配架
Y Aレビュー取組	同世代のレビューが選書の参考になる
S N S発信	インスタグラムやXなど
夏休みスタンプラリー	世代にあった達成冊数の設定

* Y A（ヤングアダルト）とは・・・中学生・高校生などティーンエイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層

高校・学生等期の図書館利用者（来館者）は増加傾向にありますが、貸出人數、貸出冊数には反映していないことから、学習スペースとしての利用が多いことがわかります。安心して過ごせる場として提供できていることは大変良いことですですが、今後、勉強の息抜きに気軽に本を手に取りたくなるような、展示の工夫が必要です。

一方で、高校への団体貸出やリクエストサービスにおいては、学校図書館と連携を図り、学習や進路に関する資料をはじめ、生徒のニーズに応じた本の貸出が行われました。また、令和4年度妻高100周年記念事業として行った、図書館出張ワークショップ（読書グッズ作り※しおりやブックカバー）は継続して行っており、作品は妻高文化祭及び図書館で展示し、その後市内の高齢者施設にプレゼントし大変喜ばれています。ワークショップへの参加や、友人の作品を目にすることで、読書への関心につながることが期待できます。さらに、高齢者が作品を手にすることで、本にふれるきっかけとなり、生涯にわたっての読書活動の推進につながっています。



左:妻高出張ワークショップの様子
右:手作りフェルトしおり

4 「就労世代」「就労後世代」「障がいのある方」

本市は広域であるにもかかわらず、図書館が中央に1館しかない現状から各地区館に団体貸出として図書を設置し、2ヶ月ごとに入れ替えを行っています。また、距離による読書環境の格差をなくすため、令和5年4月に移動図書館車を導入し、同年7月より運行を開始しました。現在、月に2箇所の地区でJA支所を拠点として、同地区の高齢者や児童施設等を巡回しています。移動図書館車でも、利用者カードの作成が可能となっており、初めて図書館の本を借りる方や、施設への巡回では自分で本を選べるということで大変喜ばれています。今後、巡回する施設や回数の増加が望まれています。

図書館には情報発信の場という役割もあり、他団体と連携し市民の生活課題に応じた企画展示を行いました。パネル展示や、情報提供のために作成された

多様なチラシやパンフレットの配布と同時に図書館所蔵の関連本展示を行いました。

また、イベントやワークショップなどを開催し、これまで図書館を利用されていなかった方へ、来館のきっかけを作りました。さらに図書館に愛着を感じていただくために季節ごとに利用者参加型の館内飾りつけを行いました。

障がいのある方へのサービスとしては、大活字本や点字本の充実、拡大読書器やプレクストークなどの整備、サピエ図書館への加盟を継続し、デイジー資料の貸出や、リクエストによる相互貸借など、関係団体と連携しながら取り組みました。

- *プレクストークとは・・・視覚障がい者が聞く録音図書を楽しむ卓上型再生機
- *サピエ図書館とは・・・全国視覚障がい者情報提供施設協会が行う、点字や音声録音図書などの情報を提供するネットワーク
- *デイジー資料とは・・・視覚障害や発達障害などにより通常の印刷物を読むことが困難な方のために開発された、デジタル録音図書の国際標準規格D A I S Y (Digital Accessible Information System)に基づいて作成された資料



移動図書館車(どこでもぶっく号) 貸出の様子

5 感染症等の影響の中における読書活動

令和元年末より感染症等の影響で家で過ごす時間が増えました。本市では、この機会に子どもたちに本とふれ合う時間を増やしてもらおうと、身近に図書を感じる環境であることが読書推進につながるとして、令和3年度新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、中学生以下に1人3,000円の図書カードを配布しました。

これは、「どこに行っても本がある、大人も子どもも読書する姿がいたるところで見られ、県民の豊かさにつながっている」とした「日本一の読書県」の目指す姿への取組にもつながりました。

また、同交付金により、図書館及び学校図書室の蔵書の充実も図りました。図書館内の感染症対策としては、室内空気除菌機、図書や文房具、布製品等の除菌ができる除菌機の設置、職員や利用者のマスク着用、検温、消毒の徹底、閲覧室等の椅子の台数を減らしソーシャルディスタンスに配慮しました。

令和2年度から令和6年度の図書館の利用実績

図書館利用者(来館者)数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
乳幼児	2,385	4,567	5,926	4,414	3,543
小学生	6,426	8,931	9,175	9,233	7,508
中学生	2,076	1,606	2,822	2,935	2,348
高校生	3,137	2,773	3,418	4,682	5,079
一般	25,797	31,313	34,858	36,231	34,387
合計	39,821	49,190	56,199	57,495	52,865

図書館貸出人数及び貸出冊数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
館外貸出人數	乳幼児	1,098	2,063	2,037	2,076
	小学生	2,997	3,971	3,568	3,166
	中学生	402	466	531	472
	高校生	138	262	207	198
	一般	12,465	13,921	13,960	13,950
	団体・相互	673	687	579	613
	合計	17,773	21,370	20,882	20,475
館外貸出冊数	乳幼児	6,904	13,572	13,755	13,449
	小学生	20,298	26,048	22,822	21,323
	中学生	2,022	2,453	2,642	2,359
	高校生	541	1,321	709	609
	一般	50,975	57,249	56,616	56,848
	団体・相互	15,023	12,989	11,772	10,232
	合計	95,763	113,632	108,316	104,820

第3章 基本的な考え方及び施策の柱

生涯にわたって読書に親しむ環境を整えるため、各ライフステージに応じて読書は楽しいものだと思えるようなきっかけづくりに、引き続き取り組みます。

本計画は、県の「日本一の読書県」づくり等を踏まえ、次の基本的な考え方の下、「生涯読書活動」の推進に取り組みます。

《基本的な考え方》

- ◎ 市民が本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識、人とのつながりが広がることを支援します。
- ◎ 「乳幼児期」「小学生期」「中・高・学生等期」「子育て・就労世代」「就労後世代」と各ライフステージに応じたきめ細やかな施策を講じます。
- ◎ 「家庭」「学校等」「地域・職場」「関係機関等」がそれぞれの役割を果しながら連携・協働して、読書活動を広げるような機会を提供します。
- ◎ 読書活動におけるバリアフリー、読書環境を整備し、全ての市民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現していきます。
- ◎ 「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を西都市民も継続的に推進します。

上記の基本的な考え方に基づき、これまでの生涯読書活動推進計画における取組・成果と課題も踏まえ施策の柱として次の5つを定め、具体的な取組を進めています。

《施策の柱》

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域・職場における読書活動の推進
- 4 読書活動におけるバリアフリーの推進
- 5 関係機関等の連携・協力

※本計画における読書は、趣味や楽しみのための読書だけではなく、自分の生活の充実や仕事・自己啓発等のための読書も含まれます。また、紙に印刷された本だけではなく、電子書籍のような紙以外の媒体を読むことなど、時代に応じた読書も含みます。

第4章 計画推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動推進のための取組

(1) 乳幼児期

- 出生時（ブックスタート）及び3歳児健診時（ブックフォロー）に絵本を配布します。
- それぞれの家庭でできる方法で読書を楽しめるよう、0歳児から3歳児各年齢に合わせたブックガイドを配布します。
- 3歳児健診会場へ図書館職員が出向き利用者カードの作成や、絵本セットの貸出を行い、図書館の利用促進を図ります。
- 毎週日曜日にボランティアによる絵本の読み聞かせ会を開催します。

(2) 小学生期

- 親子参加型のワークショップの開催により図書館来館を促し本に触れる機会を作ります。
- 小学1年生に「チャレンジ読書1年生（スタンプラリー形式のブックガイド）」を配布し家族で読書に取り組む機会を設けます。
- 夏休みや読書週間などにスタンプラリーを開催し読書推進を図ります。

(3) 中・高・学生等期

- Y Aコーナーや進路関係の図書の充実を図ります。
- 学習スペース利用者が手に取りたくなるような展示の工夫を行います。
- 夏休みや読書週間などにスタンプラリーを開催し読書推進を図ります。
- 学生ボランティアの受入を行います。

(4) 子育て・就労世代

- 育児本の充実・ブックガイドの配布・絵本セットの貸出を行います。
- 親子参加型のワークショップを開催します。
- 話題の本や季節などに合わせた司書のおすすめ展示を行います。

(5) 就労後世代

- 大活字本や朗読CDなどの充実に努め、周知を図ります。
- 高齢者施設への団体貸出や移動図書館車の巡回を行います。

2 学校等における読書活動推進のための取組

- 認定こども園・保育所等へ、大型絵本や紙芝居などの資料を含む団体貸出を行い、読み聞かせ等の充実を図ります。
- 児童生徒の本に親しむ機会や読書機会を拡充するため、学校での一斉読書を推進します。
- 団体貸出や支援セットの利用など図書館を活用した学習活動、読書活動の充実を図ります。
- 家庭・地域との連携による読書活動を推進します。

3 地域・職場における読書活動推進のための取組

- 市お知らせ掲載「図書館だより」や広報紙等で新刊案内等の広報を行い、読書意欲を高めます。
- 各地区館への図書の設置について周知を図ります。
- 移動図書館車の巡回について拡充を図ります。
- 団体貸出サービスについて周知を図ります。

4 読書活動におけるバリアフリーの推進

- 時間や場所を選ばない電子書籍の導入を図ります。
- 大活字本や点字本及びデイジー資料の充実に努め、周知を図ります。
- サピエ図書館の加盟を継続しデイジー資料の貸出を行います。また、関係するボランティアと連携し、サービスの周知を図ります。

5 関係機関等の連携・協力

(1) 学校と公立図書館の連携・協力

- 図書館だよりに児童生徒のおすすめ本を掲載し、読書意欲を高めます。
- 授業の補助資料として学校支援セットの貸出を行います。
- 学校等への団体貸出を行い、蔵書の充実を図り読書活動を推進します。

(2) 県や市・民間団体等の連携・協力

- さまざまな年代の方が集まる図書館を活用していただき、市民の問題解決につながる情報発信や、各事業の啓発のための企画展示など他団体と連携して開催します。会場には図書館所蔵の関連本を展示します。

(3) その他の連携・協力

- 育成会へ図書館年間イベント計画を配布し、図書館の利用促進を図ります。
- 県立図書館を中心とした、他市町村図書館（室）とのネットワークを活用し資料の貸出サービスの向上を図ります。



第5章 取組の目標値設定

「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に取り組むため、目標を設定することとします。

基本方針	指標	現状値 (R 6)	目標値 (R 10)
1 家庭における読書活動の推進	絵本セット貸出件数	50 件	90 件
	チャレンジ読書 1年生 達成者数	11 名	15 名
2 学校等における読書活動の推進	朝の読書等の一斉読書を週に 1回以上している学校の割合 〈調査方法〉 学校図書館及び読書に関する調査	小 87.5% 中 33.3%	小 100% 中 100%
	読書が好きであると答える児童生徒の割合 〈調査方法〉 学校図書館及び読書に関する調査	小 79.7% 中 55.9%	小 87.9% 中 74.9%
3 地域・職場における読書活動の推進	移動図書館車貸出冊数	1,224 冊	1,300 冊
	団体貸出冊数	11,532 冊	12,000 冊
4 読書活動におけるバリアフリーの推進	電子図書館の導入	-	R 9 年度 導入
5 関係機関等の連携・協力	相互貸借による借受冊数	549 冊	560 冊

第6章 資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号） (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法 (昭和 28 年法律第 185 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- (1) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」

という。) をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- (2) 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第49号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条—第17条）
- 第4章 協議の場等（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であつて、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- (3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用

することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 点字図書館等から著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であって

インターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第五次西都市総合計画 後期基本計画 令和7年6月策定 <一部抜粋>

政策目標4 ひきだす・西都～心豊かにたくましく生きる人づくり

基本施策4-2 生涯学習の充実

基本施策が目指す姿

充実した生涯学習の機会を起点としたコミュニティが、心豊かな暮らしを支えている。

部門別計画

西都市教育大綱

西都市教育基本方針及び教育施策

西都市生涯読書活動推進計画

関連 SDGs



目標4

質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和5年度実績	令和10年度目標
図書館の貸出冊数	117,825 冊 (R元)	104,820 冊	100,000 冊

主要施策

主要施策③ 豊かで、平等な読書生活を市民へ

学びの原点である読書活動を通して、豊かな読書生活を市民に届けるため、家庭や学校、地域と連携し、各地域や世代にとって、かたよりのない環境づくりに取り組みます。具体的には、読書環境の格差をうめる移動図書館車で引き続き、巡回場所や回数の拡充を図るとともに、電子書籍サービスの導入など、読書環境の更なる向上のために、適切な対策を講じていきます。

主な事業 図書館運営事業（読書通帳、サマースタンプラー、多読賞、図書館まつり、ワークショップ、団体貸出等）／移動図書館車の運行／学校図書館連携事業（小・中学校、高校、専門学校）／子ども読書活動推進事業（ブックスタート・ブックフォロー・ブックサポートとして絵本並びにブックバッグ配布、読み聞かせ等）

西都市教育大綱 令和7年6月策定 <一部抜粋>

基本方針3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

生涯にわたる学習機会の提供と、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを推進します。

施策の方向性⑨ 読書活動の推進と豊かな読書環境の整備

家庭、学校、地域が連携し、移動図書館の活用や電子書籍サービスの導入など、市民が読書に親しむための環境整備を推進します。

西都市生涯読書活動推進計画策定委員会委員名簿

番号	氏 名	役 職
1	高田 尚美	西都市生涯読書活動推進計画策定委員会委員長 図書館協議会委員
2	齊藤 敦弘	西都市生涯読書活動推進計画策定委員会委員長代理 図書館協議会委員
3	池内 孝之	図書館協議会委員
4	泊 佐恵子	図書館協議会委員
5	三宅 智美	図書館協議会委員
6	稻村 靖子	図書館協議会委員
7	濱砂 史江	図書館協議会委員
8	黒木 幸恵	図書館協議会委員
9	長倉 ゆき奈	西都市幼稚園協会代表
10	稻葉 美佳	西都市保育会代表
11	黒木 誠司	妻高等学校代表
12	清田 慎二	西都市社会福祉協議会代表
13	黒木 真一郎	社会教育委員代表
14	黒木 治定	社会教育委員代表代理

第2次西都市生涯読書活動推進計画

策 定 令和8年3月

発行・編集 西都市教育委員会

事 務 局 西都市社会教育課 西都市立図書館

〒881-0003

西都市大字右松 2606 番地 1

TEL 0983-43-0584